国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則

平成16年 4月 1日、 規則第 12 号~

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人茨城大学就業規則(平成16年規則第 8号。以下「就業規則」という。)第 3条の規定に基づき、国立大学法人茨城大学(以下「大学」という。)が期間を定めて雇用する者のうち、 1週間の所定労働時間が職員の 1週間の所定労働時間の 4分の 3を超えない者(以下「パートタイム職員」という。)の就業に関し必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 パートタイム職員の就業については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)、国立大学法人法(平成15年法律第 112号)及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 採用等

(採用)

第3条 パートタイム職員は、公募し、選考により採用する。

(契約期間)

- **第4条** パートタイム職員の契約期間は、1事業年(4月1日から3月31日までをいう。 以下同じ。)内とする。ただし、学長が業務上必要があると認める場合は、契約の更新 を行うことがある。
- 2 前項の契約の更新は、原則として 2回に限り行うものとする。ただし、満60歳 (知的 財産マネージャー、就職指導員、研究員のうち、学長が特に必要があると認めた場合に は満65歳)に達した事業年度の末日以降は、契約を更新しないものとする。
- 3 学長は、 1年を超え契約を更新している者について契約を更新しない場合は、30日前 までに予告する。
- 4 学長は、 1年を超え契約を更新している者について契約を更新しない場合に、パート タイム職員がその理由の証明書を請求したときは交付する。

(労働条件通知書)

- 第5条 パートタイム職員の労働条件通知書に関しては、就業規則の規定を準用する。
- 2 次の各号に定める者の雇用及び賃金については、別に定める規則に基づき労働条件通 知書を交付する。
- (1) 産学官連携研究員
- (2) 科学技術振興研究員
- (3) 研究支援推進員
- (4) 科学研究費補助金研究支援者
- (5) ティーチング・アシスタント

- (6) リサーチ・アシスタント
- (7) 留学生ステューデント・アシスタント

(継続雇用者)

第6条 第4条第2項の規定に該当する者のうち、契約期間が3年を超え、引き続き継続雇用を希望する者(有期雇用職員就業規則(平成16年規則第11号)第6条第2項に基づき契約を更新する者を含む。)については、就業規則第79条の2の規定に基づく労使協定の基準を準用し、継続雇用者として満65歳に達する年度の末日まで契約期間を更新することができる。

(採用決定者の提出書類)

- **第7条** 新たに採用されるパートタイム職員は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。
 - (1) 履歴書
 - (2) 健康診断書
 - (3) 住民票記載事項等の証明書
 - (4) その他大学において特に必要と定める書類
- 2 パートタイム職員は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに届け出なければならない。

第3章 勤務の原則

(遵守義務等)

第8条 パートタイム職員の遵守義務等に関しては、就業規則の規定を準用する。 (均等待遇)

第9条 パートタイム職員の均等待遇に関しては、就業規則の規定を準用する。 (旧姓の使用)

第10条 パートタイム職員の旧姓の使用に関しては、就業規則の規定を準用する。 (研修)

第11条 パートタイム職員の研修に関しては、就業規則の規定を準用する。 (倫理)

第12条 パートタイム職員の倫理に関しては、就業規則の規定を準用する。 (ハラスメント等の防止)

第13条 パートタイム職員のセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント等の防止に関しては、就業規則の規定を準用する。

(就業の禁止)

- 第14条 パートタイム職員の就業の禁止に関しては、就業規則の規定を準用する。
- 2 学長は、パートタイム職員が就業を禁止されている期間中の賃金は支払わない。 (大学の財産及び物品の保持)
- 第15条 パートタイム職員の大学の財産及び物品の保持に関しては、就業規則の規定を 準用する。

(損害賠償)

第16条 パートタイム職員の損害賠償に関しては、就業規則の規定を準用する。

(内部告発者の保護)

第17条 パートタイム職員の内部告発者の保護に関しては、就業規則の規定を準用する。

第4章 労働時間・休憩及び休日

(所定労働時間)

第18条 パートタイム職員の所定の労働時間は、休憩時間を除き、 1週間について30時間、 1日につき 6時間を超えない範囲において定める。ただし、業務上必要とする場合は、 1週間について30時間を限度として、 1日につき 8時間を超えない範囲において定めることができる。

(始業及び終業の時刻並びに休憩時間)

- **第19条** 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務上必要がある場合は、これを変更することができる。
 - (1) 始業時刻 午前 8時30分以降
 - (2) 終業時刻 午後 5時30分以前
 - (3) 休憩時間 午後 0時00分から午後 1時
- 2 休憩時間は、一斉に与える。
- 3 前項の規定にかかわらず、労基法第34条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、 一部のパートタイム職員について第1項第3号に定める休憩時間を変更することがある。 (勤務状況の記録)
- 第20条 パートタイム職員の勤務状況の記録に関しては、就業規則の規定を準用する。 (休日)
- 第21条 パートタイム職員の休日に関しては、就業規則の規定を準用する。 (時間外労働及び休日労働)
- 第22条 パートタイム職員の時間外労働及び休日労働に関しては、就業規則の規定を準用する。

(非常災害時の特例)

- 第23条 パートタイム職員の非常災害時の特例に関しては、就業規則の規定を準用する。 (休日振替)
- 第24条 パートタイム職員の休日振替に関しては、就業規則の規定を準用する。 (代休)
- 第24条の2 パートタイム職員の代休に関しては、就業規則の規定を準用する。 (時間外労働の休憩時間)
- 第25条 パートタイム職員の時間外労働の休憩時間に関しては、就業規則の規定を準用する。

(割増賃金)

- 第26条 パートタイム職員の割増賃金に関しては、就業規則の規定を準用する。 (みなし労働)
- 第27条 パートタイム職員の事業場内のみなし労働に関しては、就業規則の規定を準用する。
- 2 就業規則第35条第 4号に規定する期間は、賃金を支給しない。

(欠勤)

第28条 パートタイム職員の欠勤については、就業規則の規定を準用する。

第5章 年次有給休暇

(年次有給休暇)

- 第29条 パートタイム職員は、年次有給休暇を取得することができる。
- 2 年次有給休暇は、1事業年(4月1日から3月31日)における休暇とする。
- 3 年次有給休暇は、次表のとおり付与するものとする。ただし、事業年の途中で契約が 終了するパートタイム職員の年次有給休暇については、労働条件通知書に記載された日 数とする。

(採用初年度)													
週所定 1年間の		採用日及び付与日数											
労 働 数	所定労働 日 数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
5 日	217日以上	10日	10日	10日	10日	10日	10日	5日	4日	3日	3 日	2日	1日
4日	169~216日	7日	7日	7日	7日	7日	7日	4日	3 日	2日	2日	1日	1日
3 日	121~168日	5日	5日	5日	5日	5日	5日	3 日	2日	2日	1日	1日	0 日
2 日	73~120日	3日	3 日	3 日	3 日	3 日	3日	2日	1日	1日	1日	1日	0日
1日	48~ 72日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	0 日	0日	0 日	0 日	0 日

(翌年度以降)									
週 労 日 数	1年間の 所定労働 日	採用年度からの継続勤務年数及び付与日数							
日数	所定労働 数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上		
5 日	217日以上	11日	12日	14日	16日	18日	20日		
4日	169~216日	8日	9 目	10日	12日	13日	15日		
3 日	121~168日	6日	6日	8日	9日	10日	11日		
2日	73~120日	4日	4日	5日	6日	6日	7日		
1日	48~ 72日	2 日	2 日	2 日	3 日	3 日	3 日		

- 4 前項に規定する継続勤務年数の算定に当たり、契約を更新したパートタイム職員は採用の年度から継続勤務したものとみなして年数を通算する。
- 5 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

(付与単位)

- **第30条** 年次有給休暇の付与は、1日を単位とする。ただし、パートタイム職員が請求 したときは、1時間を単位とすることができる。
- 2 1時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、1日の所定労働 時間をもって1日とする。

(手続)

第31条 パートタイム職員は、年次有給休暇を請求する場合には、あらかじめ所定の休

暇簿を提出しなければならない。ただし、病気、その他やむを得ない理由によってあらかじめ請求することができなかった場合には、事後速やかにその理由を付して所定の休暇簿を提出しなければならない。

2 年次有給休暇は、パートタイム職員の請求する時季に与えるものとする。ただし、学長がパートタイム職員の請求した時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認めた場合は、他の時季に与える。

(計画年休制度)

第31条の2 パートタイム職員は、計画年休制度の労使協定において年次有給休暇を取得する時季に関する定めをしたときは、その定めにより年次有給休暇を取得しなければならない。

(賃金補償)

第32条 大学は、パートタイム職員が年次有給休暇を取得した場合、労基法第39条第 6 項に基づく所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金を支払う。

第6章 特別休暇等

(特別休暇)

- **第33条** パートタイム職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないときは、必要な期間の特別休暇を取得することができる。
- 2 学長は、パートタイム職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規 定するところにより、特別休暇を与える。
- (1) パートタイム職員が証人、鑑定人、参考人として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、必要と認められる期間
- (2) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく 困難であると認められる場合は、必要と認められる期間
- (3) 地震、水害、火災その他の災害時において、パートタイム職員が退勤途上における 身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、必要と認められる期間
- (4) パートタイム職員が業務上の負傷又は疾病並びに通勤災害のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、必要と認められる期間
- (5) パートタイム職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないこと がやむを得ないと認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)は、 1事業年におい て10日の範囲内の期間
- (6) パートタイム職員の親族が死亡した場合で、パートタイム職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のため勤務しないことが相当であると認められるときは、親族に応じ下表の日数欄に掲げる連続する日数(葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては往復に要する日数を加えた日数)の範囲内の期間

親族	日 数
配偶者	7日
父母	

子	5日
祖父母	3日(パートタイム職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合にあっては 7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日(パートタイム職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合にあっては 7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(パートタイム職員と生計を一にしてい た場合にあっては、 7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日(パートタイム職員と生計を一にしてい た場合にあっては、 5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(パートタイム職員と生計を一にしてい た場合にあっては、 3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄 弟姉妹	1日(パートタイム職員と生計を一にしてい た場合にあっては、 3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

(7) 夏季 (7月~9月) に継続して勤務し、連続する 3日間勤務しない日がないパートタイム職員 (週 3日~5日勤務の者) が夏季において、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、7月から9月までの期間における休日及び代休日を除いて原則として次に定める連続する期間

所定労働日が週 5日の者 3日

所定労働日が週 4日の者 2日

所定労働日が週 3日の者 1日

(年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇)

- 第33条の2 パートタイム職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に 規定するところにより、年次有給休暇及び特別休暇以外の休暇を取得することができる。
 - (1) パートタイム職員が骨髄移植のための骨髄液の提供者として、その登録を実施する 者に対して登録の申し出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹 以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供にともない必要な検査、入院 等のため勤務しないことがやむを得ないときは、必要な期間
 - (2) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性パートタイム職員が申し出た場合は、出産の日までの申し出た期間
 - (3) 女性パートタイム職員が出産した場合は、出産の日の翌日から 8週間を経過する日までの期間 (産後 6週間を経過した女性パートタイム職員が申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務につく期間を除く。)
 - (4) 生後 1年に達しない子を育てるパートタイム職員が、その子の保育のために必要と 認める授乳等を行う場合は、 1日 2回それぞれ30分以内の期間(その子の当該パート タイム職員以外の親が同じ日にこの号の休暇を取得する場合は、二人の合計が 1日当 たり60分以内の期間とする。)
 - (5) 女性パートタイム職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことが やむを得ない場合には、必要な期間
 - (6) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育するパートタイ

ム職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、 1事業年において 5 日の範囲内の期間

(手続)

(付与単位)

- **第34条** パートタイム職員は、第33条第 1項及び前条に規定する休暇を取得する場合は、 あらかじめ所定の休暇簿を提出しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない 理由によってあらかじめ届け出ることができなかった場合には、事後速やかに、その理 由を付して所定の休暇簿を提出しなければならない。
- 2 パートタイム職員は、第33条第 2項に規定する特別休暇の承認を受けようとする場合には、あらかじめ所定の休暇簿を提出し、承認を受けなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由によってあらかじめ請求することができなかった場合には、事後速やかに、その理由を付して所定の休暇簿を提出し、承認を受けなければならない。
- 3 前 2項の場合において、学長が必要と認めて証明書等の提出を求めたときは、これを 提出しなければならない。
- 4 学長は、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、第33条第 1項の規定に基づきパートタイム職員が申し出た特別休暇の期間を、変更することができる。
- 第35条 第33条及び第33条の 2に規定する休暇は、必要に応じて 1日、 1時間、又は 1分を単位として取り扱う。
- 2 前項に規定する時間を日に換算する場合は、1日の所定労働時間をもって1日とする。 (育児休業等)
- 第35条の2 育児のために休業することを希望するパートタイム職員であって、1歳 (1歳6月に達するまでの育児休業ができる者にあっては、1歳6月)に満たない子と同居し、養育する者は、育児休業をすることができる。
- 2 1歳 (1歳 6月に達するまでの育児休業ができる場合にあっては、1歳 6月) に満たない子を養育するパートタイム職員で育児休業をしない者及び1歳 (1歳 6月に達するまでの延長ができる場合にあっては、1歳 6月) 以上3歳に満たない子を養育するパートタイム職員は、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置をすることができる。
- 3 育児休業及び始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ措置に関し必要な事項は、別に定める「国立大学法人茨城大学有期雇用職員等育児・介護休業等規程」(平成16年規則第47号。 以下、「有期雇用職員等育児・介護休業等規程」という。)による。

(介護休業等)

- 第35条の3 要介護状態にある者を介護するパートタイム職員は、介護休業及び始業・ 終業時刻の繰上げ・繰下げ措置(以下「介護休業等」という。)をすることができる。
- 2 介護休業等に関し必要な事項は、別に定める「有期雇用職員等育児・介護休業等規程」 による。

(賃金補償)

第36条 大学は、パートタイム職員が第33条に規定する特別休暇を取得した場合は、所 定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金を支払う。ただし、同条第2項第4号に規 定する期間における賃金の支払いは、療養後最初の3日間に限る。 第7章 人事

(評価)

第37条 パートタイム職員の評価に関しては、就業規則の規定を準用する。

第8章 安全衛生

(安全衛生)

第38条 パートタイム職員の安全衛生に関しては、就業規則の規定を準用する。

第9章 災害補償

(災害補償)

第39条 パートタイム職員の災害補償に関しては、就業規則の規定を準用する。

第10章 賃金等

(賃金)

- 第40条 パートタイム職員の賃金は、時間給制とし、契約により定める。
- 2 賃金の計算期間は、支払月の前月の初日から末日までとする。
- 3 賃金の支払日は、毎月17日とする。ただし、支払日が日曜日に当たるときはその前々 日、土曜日に当たるときはその前日、休日に当たるときはその翌日とする。

(旅費)

- **第41条** 業務上旅行するパートタイム職員に対して支払う旅費は、職員に準じて支払う。 (賃金等の支払及び控除)
- **第42条** パートタイム職員に対して支払う賃金、旅費及びすべての手当は、通貨により直接パートタイム職員に全額を支払う。ただし、労使協定及び個々のパートタイム職員の同意があるときは、当該パートタイム職員の指定する本人名義の口座へ振り込むことにより支払う。
- 2 法令等に基づきパートタイム職員の賃金から控除すべき金額があるときは、当該パートタイム職員に支払うべき金額から控除すべき金額を控除して支払う。

(通勤手当)

第43条 パートタイム職員の通勤手当は、職員に準じて支払う。

第11章 表彰及び懲戒

(表彰)

第44条 パートタイム職員の表彰に関しては、就業規則の規定を準用する。

(懲戒の事由)

第45条 パートタイム職員の懲戒の事由に関しては、就業規則の規定を準用する。

(懲戒処分)

- 第46条 前条に基づく懲戒処分は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 懲戒解雇 即時解雇とする。
 - (2) 減給 賃金を減じる。ただし、1回の額は所定労働時間労働した場合に支払う通常の賃金の1日分の半額、又総額は当該期間中における賃金の総額の10分の1を超えないものとする。
 - (3) 戒告 始末書を提出させて職務に対する意欲の更正と注意の喚起を促す。

(懲戒処分の手続)

第47条 パートタイム職員の懲戒処分の手続に関しては、就業規則の規定を準用する。

(懲戒処分の特例)

- **第48条** パートタイム職員の懲戒処分の特例に関しては、就業規則の規定を準用する。 (懲戒処分内容の公示)
- 第49条 パートタイム職員の懲戒処分内容の公示に関しては、就業規則の規定を準用する。 (懲戒処分内容に対する異議)
- 第50条 パートタイム職員の懲戒処分内容に対する異議に関しては、就業規則の規定を 進用する。

第12章 退職

(退職)

- **第51条** パートタイム職員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とする。
 - (1) 契約期間が満了したとき。
 - (2) 本人が辞職を申し出て認められたとき。
 - (3) 第46条及び第52条の規定に基づき解雇されたとき。
 - (4) 本人が死亡したとき。

第13章 解雇

(解雇)

第52条 パートタイム職員の解雇に関しては、就業規則の規定を準用する。

第14章 福利厚生

(社会保険等)

第53条 学長は、パートタイム職員が健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保 険法(昭和29年法律第 115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第 115号)の規定により 被保険者に該当するときは、遅滞なく必要な手続きを経るものとする。

(パートタイム職員のレクリエーション)

第54条 パートタイム職員のレクリエーションに関しては、就業規則の規定を準用する。

第15章 出張

(出張)

第55条 パートタイム職員の出張に関しては、就業規則の規定を準用する。

第16章 過半数代表者の選出

(過半数代表者の選出)

第56条 パートタイム職員の過半数代表者の選出に関しては、就業規則の規定を準用する。

第17章 苦情処理制度

(苦情処理制度)

第57条 パートタイム職員の苦情処理制度に関しては、就業規則の規定を準用する。

附即

- 1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に、人事院規則15-15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)」の適用を受けていた非常勤職員のうち、引き続き大学成立の日にパートタイム職員となった場合の第29条に規定する年次有給休暇については、その残日数を引き継ぐものとする。

附則

この規則は、平成16年 8月 4日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。

附則

この規則は、平成17年 3月31日から施行し、平成16年 4月 1日から適用する。ただし、 改正後の国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則第33条の 2第 6号、第35条の 2 及び第35条の 3の規定は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年 3月29日から施行し、平成17年 4月 1日から適用する。ただし、 改正後の国立大学法人茨城大学パートタイム職員就業規則第24条の 2及び第29条の規定は 平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年 3月28日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。ただし、 改正後の第 4条第 2項及び第33条の 2第 1項第 6号の規定は、平成19年 4月 1日から施 行する。
- 2 改正後の第 4条の規定は、平成19年 4月 1日以降、改正後の規則により新たに雇用される者について、適用する。
- 3 平成7年度以前から引き続き契約期間を更新されているパートタイム職員については、 改正後の第4条第2項本文の規定は適用しない。
- 4 改正後の第 6条第 1項の規定にかかわらず、満60歳に達した事業年度の末日が次の表の左欄に掲げる場合には、「満65歳に達する年度の末日まで」とあるのを、区分に応じ それぞれ同表の右欄に読み替えて適用するものとする。

事業年度末日	継続雇用期間				
平成19年 3月31日	満63歳に達する年度の末日まで				
平成20年 3月31日	満64歳に達する年度の末日まで				
平成21年 3月31日	何04成に连りる午及の木口まで				

附則

この規則は、平成19年10月31日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。